

第3章

計画の構成

1 基本目標

安全・安心条例及び犯罪被害者等支援条例の制定目的を本計画の基本目標に設定します。

【基本目標】

犯罪のない安全に安心して暮らせるまちの実現

札幌市犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪のない安全で安心なまちづくり(以下「安全で安心なまちづくり」という。)に関し、基本理念を定め、市民(札幌市自治基本条例(平成18年条例第41号)第2条第1項に規定する市民をいう。以下同じ。)、事業者及び市の役割を明らかにするとともに、安全で安心なまちづくりの推進に関する事項を定めることにより、安全に安心して暮らせるまちの実現に寄与することを目的とする。

札幌市犯罪被害者等支援条例(抜粋)

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第3条に規定する基本理念にのっとり、本市における犯罪被害者等の支援に関し、基本理念を定め、市、市民等及び事業者の責務を明らかにするとともに、基本的施策等を定めることにより、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全に安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

2 基本方針と基本施策

本計画では、次の4つの基本方針を設定し、安全で安心なまちづくり等を推進していきます。

(1) 基本方針1

自らの安全を確保するため、市民一人ひとりの防犯に対する関心を高める

安全・安心条例第4条では、「市民は、安全で安心なまちづくりについての理解を深め、自らの安全の確保に努める」と規定しています。

市民一人ひとりが、犯罪についての情報を収集し、防犯の意識をもって対策を講ずることにより、身近な場所で発生する犯罪から身を守ることができます。また、市民一人ひとりの防犯意識の

定着が地域の安全に対する住民意識の向上に寄与し、地域活動参加への契機になることにもつながります。

安全で安心なまちづくりに関する市民の理解を深めるためには、防犯知識や防犯意識を持つことの大切さについて、子ども、女性、高齢者といった対象者に応じた手法を検討し、きめ細かく広報・啓発を行っていくことが重要です。

このような取組を推進するために、以下の4つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 防犯意識・防犯力を高めるための情報提供
- イ 子どもに関する防犯力の向上
- ウ 女性の防犯力向上
- エ 高齢者等の防犯力向上

(2) 基本方針2

みんなの暮らしを守るため、お互いに協力し支え合うまちをつくる

安全・安心条例第4条では、「市民は、相互に協力して地域における安全で安心なまちづくりを行うよう努める」と規定しています。

地域で行われる防犯活動により構築されるネットワークは、地域コミュニティを強化し、犯罪の未然防止や地域の防犯力向上につながります。

市民が安心して生活できる安全な地域とするためには、市民一人ひとりが防犯意識を高めたうえで、防犯活動を通じ構築されたネットワークを活用しつつ、地域全体で課題を共有し、地域が一体となって連携・協力をしていくことが重要です。

このような取組を推進するために、以下の5つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 地域における防犯活動の促進
- イ 協働による連携体制の充実
- ウ 地域と一体となった子どもの見守り
- エ 女性の犯罪被害防止の取組の推進
- オ 高齢者等が安心して暮らせる取組の推進

(3) 基本方針3

犯罪が起きにくいまちをつくるため、環境の安全性を高める

安全・安心条例第9条では、「市は、市民による安全で安心なまちづくりの促進を図るため、情報の提供、人材の育成その他の必要な支援を行うよう努める」と規定しており、また、第10条では、「市は、犯罪の防止に配慮した公共施設の整備又は管理を行うよう努める」と規定しています。

見通しの悪い場所や暗い場所の環境の改善、美化活動などにより美しい街並みを維持することにより、犯罪を誘発する機会の減少が期待できます。また、出入りを管理し犯罪者が対象建物に接近しにくくしたり、防犯性能の高い建物部品を使用したりすることにより、建物の安全性を図り、犯罪被害に遭う可能性の低下が期待できます。

犯罪が起きにくいまちづくりを推進するためには、道路や公園などの公共空間の安全性を高めるような環境整備や支援を行っていくことが重要です。

また、都心部の歓楽街では、性風俗店への勧誘や飲食店等による客引きなど、市民や観光客に対する迷惑行為が発生していることから、札幌市公衆に著しく迷惑をかける風俗営業等に係る勧誘行為等の防止に関する条例(ススキノ条例)や札幌市客引き行為等の防止に関する条例に基づく環境改善を進めていくことが重要です。

さらに、暴力的不法行為などにより市民生活や事業活動に介入し、市民や事業者に多大な脅威を与える暴力団については、札幌市暴力団排除の推進に関する条例に基づき、公共事業等からの排除を進めていくことが重要です。

このような取組を推進するために、以下の4つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 市民自らが行う環境整備の促進
- イ 犯罪の防止に配慮した公共施設の整備等
- ウ 歓楽街等を対象とした環境改善
- エ 暴力団等の排除

(4) 基本方針4

犯罪被害者等が安心して暮らすことができるよう関係機関等と連携・協力して支援する

犯罪被害者等支援条例第4条では、「市は、基本理念にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策を策定し、実施しなければならない」と規定しています。

社会に生きる誰もが犯罪等の被害に遭い、犯罪被害者等になり得る立場にあることから、犯罪被害者等に対する支援は、例外的な存在としての犯罪被害者等に対する一方的な恩恵的措置ではなく、社会のかけがえのない一員として当然に保障されるべき犯罪被害者等の権利の保護を図るためのものであり、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んぜられるよう、配慮して行われなければならない。

また、犯罪被害者等のための支援は、犯罪被害者等が直面している困難な状況を打開し、その権利の保護を図るために実施されるものでもあることから、犯罪被害者等の具体的事情を正確に把握し、その変化にも十分留意しながら、個々の事情に応じて適切に実施されなければならない。

さらに、犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が現に直面する困難な状況を打開することに加え、犯罪被害者等が安心して暮らすことができるようになることを目指して、中長期的な視点で、途切れることなく受けることができるよう実施されるべきものであり、二次被害及び再被害の発生の防止に留意して行われることが必要です。

このような犯罪被害者等の支援にかかる基本理念を踏まえ、犯罪被害者等の個人としての尊厳の保持及び権利の保護を図るとともに、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するという犯罪被害者等支援条例の目的の達成のため、以下の5つの基本施策を展開していきます。

<基本施策>

- ア 犯罪被害者等に関する相談及び情報の提供等
- イ 犯罪被害者等の経済的負担の軽減
- ウ 犯罪被害者等支援を行う民間支援団体への支援
- エ 犯罪被害者等支援に関する広報及び啓発等
- オ 犯罪被害者等支援に関する意見等の施策への反映

札幌市犯罪被害者等支援条例(抜粋)

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための具体的な施策(以下「犯罪被害者等支援施策」という。)を策定し、実施しなければならない。

3 重点テーマ

心身ともに成長・発達の過程にある子どもについては、大人に比べ、自分自身で犯罪による被害を回避することは容易ではありません。子どもが犯罪被害に遭うことは、その後の成長・発達に重大な影響を及ぼす恐れがあり、刑法犯認知件数のうち子どもの犯罪被害件数が多数を占めている状況が依然として続いていることから、第3次計画に引き続き「子どもの安全」を重点テーマに設定することとします。

また、市内の高齢化がさらに進行していく中で、高齢者を狙った犯罪は今後増加していくことが懸念されています。特に、特殊詐欺については、近年、インターネットやSNSを介した詐欺が急増するなど、その手口は複雑・多様化しています。警察庁の発表によると、令和5年（2023年）の全国における特殊詐欺被害について、被害に遭った約8割が高齢者でした（法人被害を除く）。このような犯罪に対して、高齢者は抵抗力や防御力が乏しい場合があり、特に配慮が必要なことから、「高齢者の安全」についても重点テーマに設定することとします。

重点テーマとして設定する「子どもの安全」及び「高齢者の安全」の進捗状況を適切に把握するため、関連する取組に達成目標を設定します。

(表15) 重点テーマにおける達成目標

重点テーマ	達成目標	基準値	目標値(累計)
1 子どもの安全	関連講座の実施回数	— (令和7年度)	150回 (令和11年度)
	「ながら見守り活動」登録制度における事業者等の登録件数	215件 (令和5年度)	1,000件 (令和11年度)
2 高齢者の安全	関連講座の実施回数	— (令和7年度)	150回 (令和11年度)
	「高齢者の安全」に関する情報発信の回数	— (令和7年度)	150回 (令和11年度)

4 成果指標

第3次計画に引き続き、基本目標の実現に向けた進捗状況を把握するために成果指標を設定します。

最良な「安全で安心なまち」とは、犯罪被害に遭う市民が一人でも少なく、かつ、市民の防犯意識も高く、多くの人が防犯活動に取り組んでいる状態であることから、この実現に向けた必要な指標を基本方針や重点テーマを踏まえて設定しています。

(表16) 第4次計画における成果指標

成果指標	基準値	目標値	関連の深い基本方針 及び重点テーマ					
			基本方針				重点	
			1	2	3	4	1	2
1 刑法犯認知件数	11,263件 (令和5年)	9,000件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	○
(1) 刑法犯認知件数のうち 子どもの被害件数	4,088件 (令和5年)	3,200件未満 (令和11年)	○	○	○	○	○	
(2) 刑法犯認知件数のうち 高齢者の被害件数	665件 (令和5年)	530件未満 (令和11年)	○	○	○	○		○
2 自ら犯罪に遭わないよう防犯 意識をもって暮らしている市民 の割合	84.6% (令和6年度)	95% (令和11年度)	○				○	○
3 地域で防犯活動を行っている 市民の割合	16.2% (令和6年度)	25% (令和11年度)		○			○	○
4 犯罪被害者等への支援が 必要だと思う市民の割合	84.2% (令和6年度)	90% (令和11年度)				○		